

令和7年12月1日 文教常任委員会（速報版）

午前十時開議

○桜井純子委員長 ただいまから文教常任委員会を開会いたします。

○桜井純子委員長 本日は、議案審査等を行います。

それでは、1議案審査に入ります。

議案第百七十四号「世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○玉野教育政策・生涯学習部長 それでは、議案第百七十四号「世田谷区学校給食費会計条例を廃止する条例」について御説明を申し上げます。

本件は、学校給食費無償化に伴い、特別会計として当該学校給食費に係る収支を管理する必要がなくなったことから、世田谷区学校給食費会計条例を廃止するため、提案させていただくものです。

なお、内容につきましては、十一月十日開催の本常任委員会で御説明をさせていただいたとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○桜井純子委員長 それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○桜井純子委員長 では、これより採決に入れます。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○桜井純子委員長 御異議なしと認めます。よって議案第百七十四号は原案どおり可決と決定いたしました。

○桜井純子委員長 次に、2報告事項の聴取に入ります。

まず、**〔三〕令和七年度補正予算（当委員会所管分）**について、理事者の説明をお願いいたします。

○**山本教育総務課長** 令和七年度補正予算（当委員会所管分）について御説明いたします。

本補正予算は、第四回区議会定例会に御提案し、企画総務常任委員会において審議をお願いしている案件ですが、その中で、教育委員会の所管事項に関わるものについて御説明いたします。

資料の令和七年度補正予算（案）概要を御覧ください。一般会計補正予算（第四次）でございます。

資料右上のページ番号七ページを御覧ください。一般会計部別一覧の表となります。表の下に教育委員会事務局の補正額が百万円単位で記載がございます。補正額は四千百万円の増額となりまして、財源は全額、一般財源となります。

続きまして、当委員会所管分の個別事業の補正内容及び債務負担行為の補正内容につきましては、右上のページ番号八ページ以降に記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

○**桜井純子委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

---

○**桜井純子委員長** 次に、**〔四〕令和八年度区立中学生海外派遣事業の公募**について、理事者の説明をお願いします。

○**赤司副参事** 令和八年度区立中学生海外派遣事業の公募について御報告いたします。

まず、1主旨としましては、このたび、令和八年度に姉妹都市等へ派遣する生徒の公募を開始する必要があることから御報告するものでございます。

2公募の概要でございます。**〔五〕海外派遣の都市、時期、日数、人数等**については記載のとおりです。今回より新たにアメリカ・オレゴン州ポートランド市が加わっております。なお、オーストリア以外の都市ではホームステイを行う予定でございます。

**〔六〕選考方法**につきましては、今回より派遣対象を全て中学二年生といたしますので、募集は区立中学校第一学年に在籍する生徒を対象とし、第一次選考の作文及び第二次選考の面接を実施した上で決定いたします。

**〔七〕**その他の①派遣後の成果の報告方法、②引率教員の選定方法については、記載のと

おりでございます。

3 公募日程についてでございます。これまで派遣生徒の所属校においては、派遣対象となる生徒への授業や行事等への配慮等が必要となり、また、ビザ申請に当たっては半年程度かかる例があるため、三月中旬に内定者を確定しておりました。また、内定者の確定に当たっては、募集期間が一ヶ月、申込み情報の整合、作文の審査で一ヶ月、その後、面接審査を行うため三ヶ月を要するということで、十二月中旬に公募を開始してまいりました。本年においても諸条件が変わらないため、十二月中旬、今年は十二月十九日から募集を開始したいと考えております。また、本事業の実施は、本事業に係る令和八年度予算の配当を条件とし、四月からの実施が確定していると受け取られるような内容とならないよう、十分注意して実施してまいります。

4 今後のスケジュールにつきましては、十二月に区のホームページ並びにすぐーる及び学校を通じた生徒への公募周知を行い、令和八年二月に第一次選考、三月に第二次選考と派遣内定者の決定を行う予定でございます。

なお、5 その他でございますが、小学生の海外派遣は令和七年度で終了とするため、公募は行いません。

御説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○岡本のぶ子委員 今回、姉妹都市、海外派遣する枠というか、行き先を広げていくということとか、また、小学生から中学生に、小学生は今後行わないということは理解したのですが、ちょっと念のため確認なんですけれども、海外派遣都市の①から③までの十六名以内という人数に小学生の派遣を令和八年度以降はしないということによる変更が、十六名という人数が令和七年度と令和八年で違いがあるのかということの確認と、それから、④ポートランドへの派遣が二十名ということで、他都市は十六名以内なんですけれども、ポートランドは二十名以内とされた増員の理由を教えていただければと思います。

○赤司副参事 まず、一点目の小学生から中学生に変わることでの人数の変更についてですけれども、こちらは変更はありません。

それから、ポートランド市が二十名ということにつきましては、ポートランド市との受入れのやり取りの中で、ホームステイが二十名程度できるということでお話をいただいているので、二十名ということにさせていただいている。

○岡本のぶ子委員 そうしますと、派遣される人員数は、カナダ、オーストリア、オース

トラリアは今までどおり変更なくということで分かりました。

アメリカのポートランドに対しては、ホームステイ先が増えるからということなんですがれども、引率される職員の方ですとか、大人の人数に変更は生じるのでしょうか。

○赤司副参事 二十名であれば、これまでの引率人数で大丈夫と考えておりますので、引率の人数に変更はございません。

○岡本のぶ子委員 いずれにしましても、この海外派遣事業については、我が会派としても拡充を要望してきたということもありますので、ぜひ成功裏にこれが進んでいくことを願っております。

以上です。

○佐藤美樹委員 すみません、一点、確認させていただきたいんですけども、今回、派遣先が少し増えて、区内の中学校の英語の教諭の方も、行かれる先生、うちの中学校にまたまいらっしゃるんですけども、どこに誰が引率に行くかみたいのはどういうプロセスで選考されますか。

○赤司副参事 引率の教員につきましては、子どもと同じように公募を行います。昨年度もそのような形で行っているんですけども、校長会では、そのあたりを校長会を通して依頼をして、希望者があれば応募をしてもらうと。その上で、こちらのほうで書類審査と面接等を行い、引率教員を決定するという流れでやっております。

○佐藤美樹委員 今回から少し枠組みが変わるので、できれば今まで行ったことのない先生とか、中学校だと二十九ですけれども、小学校の先生も含めてだと思われるので、広く行ける先生も増えるといいかなと思いますので、それは意見として申し上げます。

○宍戸三郎委員 今回の中学生の海外派遣事業は、先ほど岡本委員がおっしゃったように、我が会派も賛成なので、ぜひ進めていただきたいと思うんですけども、この海外派遣事業に対しては、やっぱりいろんな会派の中でも賛否があるように、区民の方からもいろんな賛否があると思うんです。その中で、今回、教育長が再任用されたことにおいて、教育長の海外派遣に対しての大きなビジョンというのはどういうものがあるのか、改めて聞きたいと思うんですが。

○知久教育長 もともと令和二年に、もう既に派遣自体はポートランドのほうは決まっておりました。コロナ禍がありまして、一旦中止としている状況が続いておりまして、そんな中、ポートランド側の中学生の受け入れを各中学校のほうで進めてきたという現状がございます。

そんな中で、いつ再開を行うかという状況の中で、一つやはり危惧していたところが、アメリカの国の状況といいますか、そういったところでの懸念が出ておりました。そんなところを確認する意味で、今回、渡米をさせていただいて、町を確認させていただいたんですが、現地を確認していた私の印象としては、町としても非常にきれいですし、治安も至って平穏ということで確認をいたしました。

また改めて、今回の派遣については単に友好といいますか、親善派遣ということではなく、学びという目的を持って出かけていただく派遣を初めて実施しているわけなんですけれども、こうした意味では、ポートランドの近郊につきましては、世界的にも名立たる企業があるということで、そういったところで子どもたちも探求的な学びですとか、そういった成長、学びにつながる派遣であるということで、今回のポートランドへの派遣については非常に期待をしているところです。

○宍戸三郎委員 そのことについては、教育長が行って、私たちの分からないところでそういうことをおっしゃっていただくのはありがたいんですけども、私が求めているのは、今回、中学生が行ったことによって、この中学生が卒業した後、どういうふうに区とか、国際交流に対して育っていくのかなというところまで、どのように考えていらっしゃるのか。例えば前回の常任委員会のときに、帰国児童、あと外国人の補習事業というのが、やっぱり先生、教える人たちが足りない、これからどんどん外国人の方が増えて、また、帰国なさってくる児童も増えてくると思うんです。そんな中で、やはり実際に区の中学生が、行った生徒が、ボランティアでそういう子たちと一緒にになって活動できるということのほうが、僕は日本語教育とか一般的なことにつながると思うんです。そういうところのビジョンを改めてお尋ねしたいんですけども。

○知久教育長 国内で、例えばアメリカ、海外の方々と触れ合ってボランティアをするですか、そういった体験も非常に大切だと思います。一方で、やっぱり現地に出かけて、その方々と触れ合って、自分を改めて再認識するというんでしょうか、日本人という自分のアイデンティティーといいますか、そういったものに触れるということも大切だと思いますので、そういった国内での英語教育と併せて、こうした海外派遣もパラレルで走らせながら、子どもたちの国際理解を深め、さらに国際人として羽ばたけるような大人になっていただきたいと、こうしたカリキュラムですとか学びの機会を提供していきたいというふうに思っています。

○宍戸三郎委員 もう少し教育長の大きな、あんまり具体的には言えないのかもしれない

んですけども、今後、やはり成果として、行ったということだけでなく実際に目に見えるような、海外派遣に行った子たちが本当にそういうことで生き生きと活動している、そういう姿を区民の方が間近に見られるようなことをしていくことが、私は区政で大事だと思います。冒頭に申し上げましたように、区民の方の理解を得るためにには、もう既に理解を得られている方もいらっしゃるでしょうけれども、やっぱりそうでない方もいらっしゃると思うんです。そういう方を少しでも理解のあるほうに持っていくためには、そういうことの方向性も非常に大事だと思うので、ぜひそういうことも具体的に目標を持って進めていただきたいと思います。

これは意見です。よろしくお願ひします。

---

○桜井純子委員長 ②学校徴収金事務の負担軽減に向けた取組みの実施状況及び全校実施について、理事者の説明をお願いいたします。

○近藤学務課長 それでは、私より、学校徴収金事務の負担軽減に向けた取組みの実施状況及び全校実施について御報告をさせていただきます。

まず、1の主旨です。前回、十一月十日の常任委員会で御報告させていただきましたが、その報告の在り方も含め多くの御意見をいただきましたので、今回、改めて御報告をさせていただくものでございます。次年度に向け、保護者への御案内や口座登録など、四月からの開始に向けた準備を進めていく必要がございますので、改めて御報告をさせていただきます。

2の令和七年度の実施状況です。昨年、プロポーザルにより選定した集金サービス、③にある学校モールの運用を、④にございます小学校八校、中学校三校、計十一校で先行実施しております。そのサービスの概要ですが、⑤にあるとおり、クラウド上のアプリを活用し、学校、保護者、教材等事業者がそれぞれ必要な登録や確認を行うもので、保護者からの徴収は口座引き落としを基本とし、運営事業者が集金、振込、督促まで担っております。口座引き落としは年三回を原則としており、令和七年度の予算額は七百七十五万円となっております。

続いて、3令和七年度実施における意見です。先行実施校十一校の教職員にアンケートを実施し、六十四件の意見を集約いたしました。

その結果、⑥①のとおり、現金の取扱いや会計報告、教材等事業者への支払い、保護者への督促といった業務が大幅に削減され、時間的、精神的な負担が軽減されたという効

果が確認されました。一方で、②にございますとおり、最初に保護者が学校を経由して用紙による口座登録を行う煩雑さや操作画面の改善、移動教室等の集金との連動、従来の手法からの変更に伴う戸惑いなどの課題が指摘されました。なお、③のとおり、保護者からは、口座引き落とし以外にも銀行振込やその都度払いが選択できることなどから、この間、不便との御意見は見受けられませんでした。

これらの意見等を踏まえまして、4の教育委員会としての評価と次年度の改善点でございます。①にございますとおり、年度途中に画面構成の改善を行ったほか、この間の運営事業者との調整により、令和八年度からはウェブによる口座登録が可能となります。これにより、登録時の煩雑や書類の不備の軽減、また、学校を経由しなくてよいことから、教職員、保護者双方の負担軽減につながると判断いたしました。また、②のとおり、今年度作成したマニュアルについても意見を基に再構成し、より学校現場に即した内容とすることにより、いただいた御意見に対応してまいります。一方、③ですが、移動教室等の集金との連動については引き続き検討を進めますが、徴収金事務全体への影響は限定的と考えております。これらを踏まえまして教育委員会といたしましては、④にありますとおり、令和八年度から九十一校全ての学校に導入したいと考えております。概算経費は約四千六百万円を見込んでおります。

続きまして、5の令和八年度に向けた事前準備についてです。前回、スケジュールに関して簡単な御報告にとどまってしまい、この間の運営事業者とのやり取りから変更したこともございますので、改めて御説明させていただきます。前回は3の②にありますとおり、登録時の手続を紙で行っており、煩雑なものとなってしまいました。この紙での登録、また、登録人数を今年度の約五倍と見込み、十二月より保護者手続を始めるとしておりましたが、運営事業者より、ウェブ登録について現実的なものとなり、来年早々から始められるようになったことを確認し、ウェブ登録を基本とすることで紙の登録数が大幅に少なくなることから、その不備対応期間を短縮し、保護者の登録を二月第二週からとし、第一回目の運営事業者への支払い期日である六月下旬に間に合うといたしました。今年度に関しては在校生の登録が必要であり、四月前の登録が必要となります。次年度以降に関しては、新一年生の登録を毎年行っていくこととなり、件数からしても四月以降で大丈夫であることを確認しております。なお、説明及び登録の際には、四月からの実施が確定していると受け取られるような内容とならないよう、十分注意して実施してまいります。

続いて、6PTA会費の徴収についてです。PTAの方からは、PTA会費の徴収に学校モールを利用できないかとの御意見をいただいておりましたが、運営事業者のシステムが改修されることから、教材費等とPTA会費の処理が完全に分離可能となりました。これにより、各PTAの判断で学校モールを活用し、PTA会費の集金等を行うことが可能となりますので、今後、PTAに対して周知を進めてまいります。

最後に、7今後の予定です。令和八年一月に小・中PTA連合協議会へ運営事業者のシステム改修等の情報提供を行い、二月第二週から在校生の登録手続及び教材等事業者向け説明会を実施し、四月から全校で学校モールの運用を開始する予定です。

私からの説明は以上です。

○桜井純子委員長 ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○佐藤美樹委員 6のPTA会費の徴収のところは、前回、私は質疑をさせていただきまして、仕様として、教材の引き落とし用のアカウントと、それとは別にPTA会費引き落とし用のアカウントを、学校モールの中で二個アカウントをつくって、IDを持つということはできるようになったということで、その説明をこれからされると思うんです。

結構、混同されがちなのが、一つのアカウントで両方引き落とせると普通は思ってしまうので、そこはやっぱり文字だけじゃなくて、説明資料、IDが二個必要なんですよというようなことが本当に目で分かるようなものがないと、多分、ここは一番みんなが望んでいるのは、一回の手續で、一個の口座で一緒に落とせるほうが便利と思ってしまうので、そこを分離してきた経緯があるわけですので、またこの学校モールで両方できますよと言うと、手續が一回というふうに思ってしまう。そこをちょっと分かりやすく、せっかく今まで分離してきたので、その路線は変わっていないということが分かるようにお願いしたいと思います。

意見です。

○おぎのけんじ委員 まず、ちょっとすみません、学校モールさんとの契約締結状況というのは、今、どうなっているのか、教えてください。

○近藤学務課長 学校モールとの契約につきましては、こちらはあくまでも単年度の契約となっておりまして、今年度につきましては、先行の十一校との契約ということになっております。ですから、来年度につきましては、四月以降、全九十一校の契約を改めて学校モールのほうと、また単年度、一年間分、契約を結ぶということになります。

○おぎのけんじ委員 ということは、来年度の契約はまだだけれども、こういう形で準備

が始まるということになると思うんです。

そこはちょっと置いておいて、前回の報告からアナウンスの開始時期が二か月ぐらい後ろ倒しになったわけですけれども、そのときも私は言いましたけれども、今回のこの対応というのはイレギュラーなことであって、できる限り区民に誤解されないような進め方をしてほしいという意味で、もう一回、スケジュールというものを、あるいは予算の規模というものを我々に知らしめてほしいと、その上で、ちゃんとこれがしかるべき事業なのかということを判断させていただきたいということをお伝えしたつもりです。

その後、学校モールさんとの協議を経て、二か月ぐらい後ろ倒しになったことだと思うんですけども、そもそも、この間の御報告にあった十一月頃から始めていくというそこのスケジュール感というのは、学校モール側から提示をされてきたことなんでしょうか。

○近藤学務課長　十一月の常任委員会のほうで御報告させていただいたスケジュールでは、早ければ十二月から保護者の方へ説明のほうを始めさせていただくということで御報告をさせていただきましたけれども、こちらにつきましては、学校モールからというよりは、私たちのほうで十一校の反省点、一番大きかったのが、いわゆる紙での登録に時間を要してしまったということ、それと、登録人数が今年度の約五倍いらっしゃるということで、そういう背景がございまして、十二月からの手続の開始を御報告、提案させていただきましたけれども、あくまでも私たちの考え方、判断として、そのように考えさせていただいたというところでございます。

○おぎのけんじ委員　ただ、契約前だとはいえ、十一校でやっていらっしゃる業者さんがいて、その方々がつくったシステムで、いろんな自治体でも導入しているんでしょうから、何にどれくらいかかるかという相場感というのは当然お持ちだと思うんです。ですから、教育委員会だけでこれぐらいかかるだろうという判断をしてスケジュールを引くのではなくて、普通は、こういう業者さんにどれくらいが妥当でしょうかと、バッファーを少し見込んでというような形でやっぱり決めていくべきだと思います。ましてやこれは議決前の案件ですから、より丁寧に進めていく必要があるというところの意識をやっぱり教育委員会として持っていただきて、この間、教育長からも、そういった反省しているみたいなお話がありましたけれども、こういったことは今後ないこともないと思いますので、より丁寧に進めていただくよう、組織として御注意いただきたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

○秋山学校教育部長　今まさにお話しをいただいたとおり、引き続き、教育委員会のほうと

して丁寧には進めてまいりたいと思います。

前回のところで、すみません、我々のほうも紙がベースとはいえ、学校モールのほうからすれば、当然ながら、件数のほうも先ほど言ったとおり約五倍ぐらいになりますので、期間が取れれば取れるだけというところもありましたが、その間のやり取りの中で、教育委員会から、これぐらいの時期ではどうだという部分でお示しということで、先ほど近藤学務課長のほうからも、教育委員会のほうからということで御答弁させていただきました。その部分についても議会の議決前といったところで、さらに慎重にいくというべき、我々のほうとしても反省点がありますので、引き続き、その意識を持って丁寧に進めてまいりたいと思います。

○岡本のぶ子委員 4の③のところで、全体的には徴収金事務が負担軽減になる一方で、移動教室等の集金との連動については、引き続き、検討していくが、徴収金事務への影響は部分的であるというふうに言われているのですが、この徴収金事務への影響が部分的というその意味を教えてください。

○近藤学務課長 今、移動教室等の徴収が、この学校モールはなかなか対応できていないのが、移動教室の場合ですと、保護者の方々から想定額より多めに、要は例えば雨が降ったときのプログラム用なんかのために、施設入場料ですとか、いろいろ参加料なんかを多めに徴収させていただくんですけれども、当然、雨プログラム用で取っていたお金は、雨が降らなければ使わないお金ということになります。そうすると、この余ったお金を保護者の方々にお返ししなければいけないんですが、今、学校モールの中では、お金を逆に保護者の口座に戻すということがちょっとできないような状況になっておりますので、こちらについて何らかの策を今考えているところではあるんです。

これについては、場合によってはちょっと現金でということになってしまうかもしれないんですが、今、保護者の方に直接お返しをしたりですか、そこは学校で一度お金をプールしておいて、またほかに現金で使うようなことがある場合に、またそのときに使わせていただいたりですか、その辺で工夫をしておりますので、そういう意味で、決定的に学校モールが適さないということではないというふうに我々としては考えております。

○岡本のぶ子委員 やはり学校の中で、保護者からお金を徴収したり、また足りている、足りていないということで督促をしたり、返したりということが教員の方々の仕事としてあることは、負担の軽減ではなくて、負担を廃止というか、なくすということがこのスタイルになってほしいなというのはすごく感じていますので、その課題となっている部分に

については、早急に、部分的だから、このまま、検討するけれども部分的ですよという表現で終わらされちゃうといけないなと思いましたので、改めて、ここの最後まで、徴収金事務がなくなるまで、きちんと行っていただきたいと思いますが、その点いかがですか。

○近藤学務課長 まさにおっしゃられるとおりだと思っております。今後、全校展開していけば、またいろいろ新たな課題というのがもしかすると見つかってくるかもしれないんですけれども、我々は、今、委員おっしゃられたとおり、あくまでもこれは学校の教職員の負担軽減を目的に実施しているものでありますので、極力、負担の軽減、要は教職員の事務が残らないような形で展開できるように検討してまいりたいと思います。

○中山みづほ委員 今の岡本委員の質問とかなり一緒なんですけれども、返金をするという仕組み自体は、別に世田谷区独自のフローではないですね。その確認です。

○近藤学務課長 お金の返金という事務は、恐らくほかの自治体でもあるかと思います。

○中山みづほ委員 そうすると、こここの会社さんは学校モールという名前、いわゆる学校に特化したサービスを提供されているわけなので、普遍的というか、多めに取って、私なんかは三者面談のときに返金していただいたりというのを思い出しましたけれども、こういうやり取りがあるということ自体は普遍的なフローなわけですから、世田谷区教育委員会として、このシステム改善を求めて、これからも、多分、やっていく中で出てくるときには、この会社のためにもなると思うんです。なので、できれば、そこも、さっき岡本委員がおっしゃったように、先生の手を煩わせないという仕組みであるはずなので、こういうことが要望であるということをしっかり言っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○秋山学校教育部長 今、お金の返金の件をお話をいただいております。我々のほうも、学校モールの仕組みというのを今年一年間かけて相当勉強してきました。いわゆるお金の流れが一方通行、保護者から取って、そのお金をどこに渡すか、例えば事業者であったり、学校であったり、そういうところに渡すという一方通行の流れだというのもよく分かりました。そこには、当然、会社としてのいろんな免許とかも関係してくると思いますので、そこから、今度はもらったお金を返金する、いわゆる逆の流れの矢印をつくっていくということになりますので、これは我々のほうからしては絶対必要だということで、そのときに、当然、事業者のほうとして諸手続は必要だと思いますので、その部分も含め、我々のほうとしては絶対必要ですということの覚悟の下で、事業者のほうとは引き続き調整のほうをしてまいりたいと考えております。

---

○**桜井純子委員長** ②令和八年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集結果について、理事者の説明をお願いします。

○**米倉乳幼児教育・保育支援課長** 令和八年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集結果について御報告申し上げます。

本件は、九月十九日の文教常任委員会に募集の実施を報告しました区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）の令和八年度新入園児の募集結果について御報告するものでございます。

1 の募集概要でございます。令和八年度の新入園児の募集について、十一月一日から八日まで申込みの受付を行いました。なお、定員に満たない園につきましては、十一月十八日以降、随時申込みの受付をしております。

2 の応募状況でございます。募集人数三百二十八名に対して九十三名の応募をいただきました。③園別応募状況につきましては、表の中の当初受付数の欄を御覧いただければと存じます。また、令和八年度の園別の募集定員につきましては、改築工事に伴い、砧幼稚園の募集定員を六十八名から三十四名としております。

④支援が必要な幼児の優先受入につきましては、今年度より実施しております。こちらにつきましては七名の申込みがあり、応募状況としては、入園申込者数のうち八割程度となっております。なお、七名の内訳は、三歳で一名、四歳で六名でございます。多聞幼稚園の三歳児については十八名の定員のところ二十四名の当初申込みがあり、うち一名が優先受付に該当しておりましたので、十七名の枠について抽選を行いました。現時点では、入園辞退により入園希望者全員が入園内定しているというような状況でございます。

⑤受付方法別の申込者数内訳については、記載のとおりです。

3 の今後のスケジュールを御覧ください。十一月下旬から十二月上旬にかけて健康診断を行い、十二月下旬から一月下旬にかけて就園相談を行います。令和八年三月中旬以降に入園承諾書を保護者へ発送し、入園児を確定する予定です。

次のページに移動していただき、4 のその他でございます。参考としまして、過去五年間の新入園児当初受付状況を記載しておりますので、後ほど御覧ください。

私の報告は以上でございます。

○**桜井純子委員長** ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

---

○**桜井純子委員長** では次に、⑩その他ですが、ほかに報告事項はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**桜井純子委員長** なければ、以上で報告事項を終わります。

---

○**桜井純子委員長** 次に、3閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1: 児童生徒の教育環境について

2: 生涯学習について

とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**桜井純子委員長** 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○**桜井純子委員長** 次に、4協議事項に入ります。

③次回委員会の開催についてですが、年間予定である十二月十八日木曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**桜井純子委員長** それでは、次回委員会は十二月十八日木曜日午前十時から開催することと決定をいたします。

以上で協議事項を終わります。

---

○**桜井純子委員長** その他、何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**桜井純子委員長** 特にないようですので、以上で本日の文教常任委員会を散会いたします。

午前十時三十八分散会

---